

会 議 案 第 4 号

大津市議会意思決定条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和5年10月11日

大 津 市 議 会 議 長
竹 内 基 二 様

提 出 者 議会運営委員会委員長
幸 光 正 嗣

大津市議会意思決定条例の一部を改正する条例

大津市議会意思決定条例（平成29年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表地方自治法（昭和22年法律第67号）の部18の項中「第243条の2の2第12項」を「第243条の2の8第12項」に改め、同部19の項中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改め、別表第1項の表地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）の部1の項中「第17条第3項」を「第16条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1項の表地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）の部1の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により、引用する条に繰り下げが生じること等に伴い、所要の改正を行うもの